

大規模災害等発生時の生徒引き渡しマニュアル

富津市立天羽中学校

1. 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害(地震・土石流等)が発生し、大きな災害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき

2. 保護者引き渡しについての連絡手段

(1) 通信手段(携帯メール・電話)が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡します。学校から、保護者あて天羽中連絡メール2(緊急メール)または電話により連絡し、お子さんの引き取りを依頼します。

(2) すべての通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に生徒を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。

「1. 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

(※ 引き渡しのケース等、不明な点がありましたら、学校にお問い合わせください。)なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

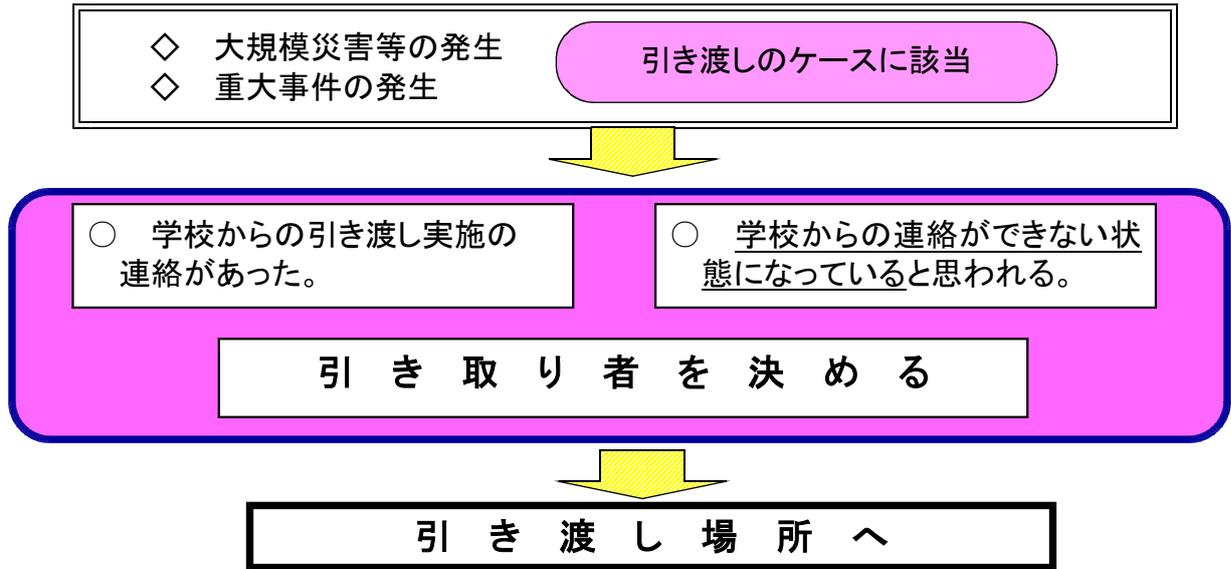
3. 引き渡しについて

(1) 大規模な自然災害(地震・土石流等)が発生し、大きな被害が出たとき
原則、学校を引き渡し場所とします。

(2) 不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき
原則、学校を引き渡し場所とします。生徒の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

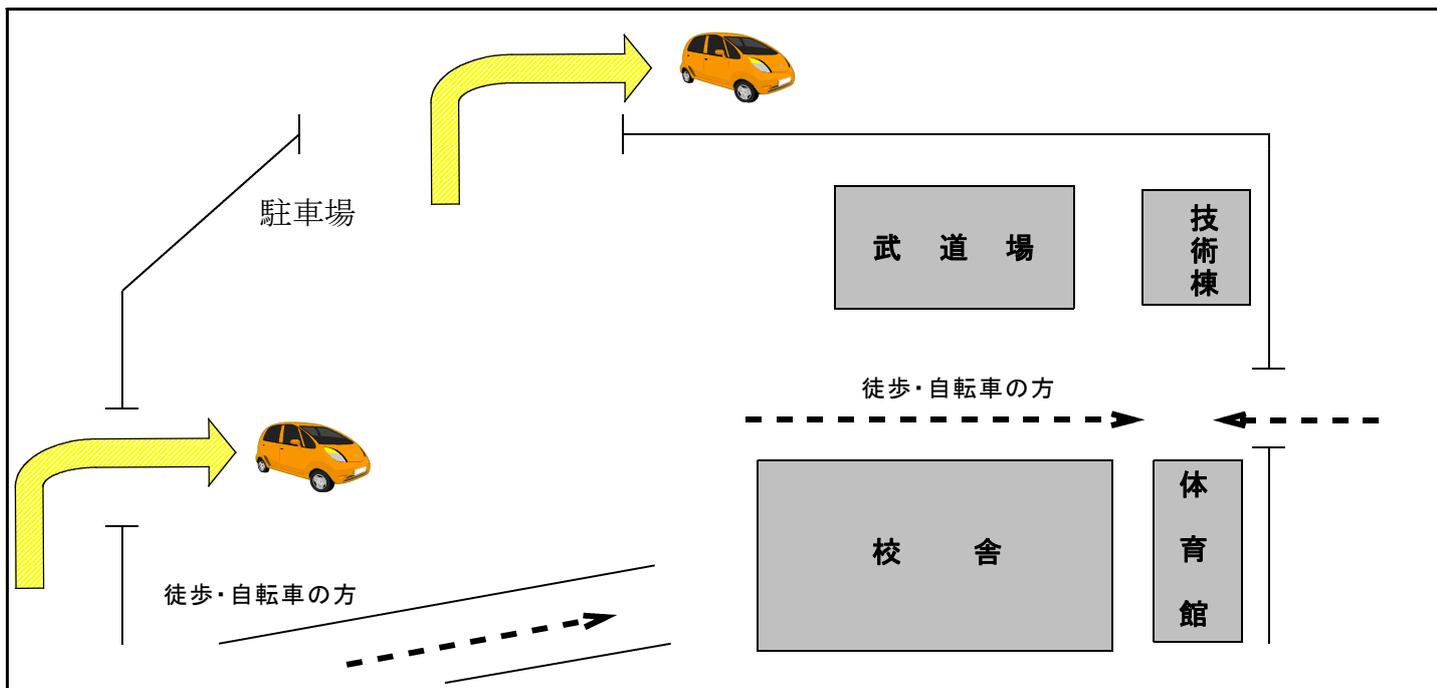
(3) 保護者以外の引き取り者は、お子さんが確認できる人をお願いいたします。また、引き取りに関して、特別な事情がある方は、事前に担任に連絡をお願いいたします。

5. 引き渡しの手順



(1) 受付

体育館（グラウンド）に学年・学級毎に並んでください。



※  自動車の進入経路（入り口は正門のみ、一方通行）

 徒歩・自転車の進入経路

(2) 引き渡し

お子さんが引き取り者を確認できたら引き渡します。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を担当の教職員に伝えてください。

(3) 次のお子さん【兄弟姉妹】の引き取り

お子さんを連れて、次の学級に並び、同様の手順でお子さんを引き取ってください。

(4)お願い

生徒たちが落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようにしています。勝手に待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。

非常事態が起きたときの引き渡し基準

● 地震 ※学校を含む地域の震度を基準とする	震度4以下	・原則、通学路の安全を確認し、通常下校させる。 ・状況に応じて、教職員の校外巡回指導による複数下校とする。 ・ただし、交通機関の混乱等により、下校できない場合は、保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。
	震度5弱以上	・原則、保護者への引き渡しとする。 ・保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。
● 津波	津波注意報・津波警報・大津波警報の発表	・保護者への引き渡しについては、津波の注意報・警報解除後の被害状況等を踏まえて決定する。 ・原則、解除されるまでは学校に待機させる。 ・原則、解除されるまでは保護者への引き渡しを行わない。
● その他	河川氾濫、土砂災害、通学路場の建物倒壊等	・下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により生徒を学校に待機させ、原則、保護者引き渡しとする。
● 学校に不審者が侵入し、実被害が発生したとき ● 近隣地域で、凶悪事件が発生し犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき		・原則、保護者への引き渡しとする。 ・保護者が引き取りに来るまで、学校待機とする。

※ 家庭にいる場合に上記災害等が発生した場合には、安全が確認されるまで家庭で待機、または近隣の避難所へ避難するなど、保護者の判断でお願いします。

※ 登下校中に上記災害等が発生した場合には、家庭または学校に行く過程でどちらがより安全性が確保できるかを判断してもらうよう、ご家庭で各通学状況を加味した上で相談・検討をお願いします。